地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく本市の健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

## 健 全 化 判 断 比 率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
観音寺市	— (黒字 4.00)	— (黒字 5.87)	10. 2	30. 2
早期健全化基準 (イエローカード)	12. 67	17. 67	25. 0	350.0
財 政 再 生 基 準 (レッドカード)	20.00	30. 00	35. 0	
備考	一般会計等の赤字 の程度をみる指標	営企業会計を含め た市全体の赤字の 程度をみる指標	務組合を含めた公 債費(借入金の支	市全体、一部事務組合、公社・出資法人などを含めた将来的な負担の標準財政規模に対する割合をみる指標

本市の健全化判断比率は全て国の定める基準を下回りました。

## 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
下 水 道 事 業	— (黒字 25.7)	20.0	公営企業会計の資金不足額の事業規模 に対する割合をみる指標

本市の資金不足比率は全ての事業において資金不足額はありませんでした。